

会 議 録

会議の名称	平成30年度第6回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成30年9月3日(月)午前9時00分から午前10時00分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理者・岩越笙子委員・中江滋秀委員 菱川勝也事務局長・山本直哉主査
議 題	議案第14号 平成30年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について 議案第15号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第16号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第17号 裁判員候補者予定者の選定について 議案第18号 検察審査員候補者予定者の選定について そ の 他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第6回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は5件及びその他でございます。</p> <p>始めに、議案第14号『平成30年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは議案第14号『平成30年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』を御説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>本案は、公職選挙法第19条(永久選挙人名簿)第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。また、本年9月1日が土曜日であるため、公職選挙法22条第1項及び平成30年度第4回西東京市選挙管理委員会における議案第12号の決定により、本日御決定をいただき登録するものでございます。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>各投票区別に登録者数を調製し資料としております。</p> <p>資料の内容につきましては、左から、各投票区等の別、前回登録者数、市内転居、抹消者数、新規登録者数、今回登録者数となっております。</p> <p>市内転居については、市全体としては増減がありませんので、合計欄は、男性・女性それぞれ0人となっております。</p>	

抹消者は、転出後4か月を経過するに至った者、死亡及び職権消除等を計算しております。  
新規登録者は、住所要件として平成30年6月1日以前に転入届出を行った者、年齢要件として平成12年9月2日以前に出生した者、その他住所設定、帰化等を計算しております。  
一番右の合計欄が今回の名簿登録者総数となります。平成30年9月1日現在の定時登録者総数は、男性が前回より322人増、女性が前回より433人増、合計で755人増となり、男性81,344人、女性87,068人の計168,412人となるものでございます。

以上で議案第14号『平成30年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第14号『平成30年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第15号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第16号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案第15号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

3ページを御覧ください。

本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、4ページに記載の男性1人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。氏名や国内での最終住所及び国外の滞在国等の詳細につきましては議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続けて5ページを御覧ください。

議案第16号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11(在外選挙人名簿の登録の抹消)の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、6ページに記載の男性1人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。氏名や国内での最終住所及び帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性93

人、女性 106 人、計 199 人となります。

以上で、議案第 15 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第 16 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特になし

○ 委員長

特にないようですので、議案第 15 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 16 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 17 号『裁判員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案第 17 号『裁判員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。7 ページを御覧ください。

本案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者として、管轄する地方裁判所からの通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、選定した裁判員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。

この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定となっております。

東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者として 195 人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。

西東京市においては、裁判所から配布された名簿調製プログラムという専用の選定システムをインストールしたパソコンにより実行することといたします。

本日選定する裁判員候補者予定者は、平成 30 年 9 月 1 日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿（定時登録）のデータを基にしております。

なお、公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられ、選挙人名簿に登録されていますので、18 歳以上の方が裁判員候補者予定者に選定される可能性があります。ただし、公職選挙法の一部を改正する法律附則第 10 条により、当分の間地方裁判所は、候補者名簿を調整した際に翌年 1 月 1 日時点で 20 歳未満の者は削除しなければならないことが定められており、したがって、実際の裁判員は 20 歳以上でないと選任されませんので申し添えます。

御承認をいただけましたら、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第 17 号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

- 委員長  
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員  
特になし
- 委員長  
特にないようですので、裁判員候補者予定者の選定を行います。

\*\*\*\*\*委員長が選定システムの実行キーを押下\*\*\*\*\*

- 委員長  
選定が終わりました。議案第 17 号『裁判員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。
- 事務局  
委員長には西東京市裁判員候補者予定者選定規程により選定録への署名をお願いいたします。  
選定したデータについては、さっそく裁判所へ送付いたします。
- 委員長  
次に、議案第 18 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 事務局  
それでは、議案第 18 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。  
8 ページを御覧ください。  
本案は、検察審査会法に基づき検察審査員候補者予定者を選定するものでございます。  
検察審査会法第 10 条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者として、管轄する検察審査会事務局からの通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、選定した検察審査員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定となっております。  
なお、検察審査員候補者は、その分担する時期により、第 1 郡から第 4 郡までに分けられ、

それぞれの割当人数が管轄する検察審査会事務局から通知されます。

東京都立川検察審査会事務局から、西東京市に対する検察審査員候補者といたしまして第1郡が5人、第2郡が5人、第3郡が5人、第4郡が4人の計19人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。

本日は、先ほど選定が終了した裁判員候補者予定者と同様に、平成30年9月1日現在の選挙人名簿のデータを基にしてパソコンによる選定を行います。

具体的な抽出の方法は、第1郡から第4郡の合計員数19人を1回のくじで選定し、送付用ファイルを電子データで作成して検察審査会に送付することになります。なお、くじのシステムは、裁判員候補者予定者の選定に使用したシステムを使用することになります。また、検察審査会では選定された名簿の上位から順に割り当て員数に応じて第1郡から第4郡までの候補者とみなすことになります。

なお、公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられ、選挙人名簿に登録されていますので、18歳以上の方が検察審査員候補者予定者に選定される可能性があります。ただし、公職選挙法の一部を改正する法律附則第7条により、当分の間検察審査会事務局は、候補者名簿を調整した際に翌年1月1日時点で20歳未満の者は削除しなければならないことが定められており、したがって実際の検察審査員は20歳以上でないと選任されませんので申し添えます。

御承認をいただければ、裁判員候補者予定者選出と同様、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、検察審査員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第18号『検察審査員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特になし

○ 委員長

特にないようですので、検察審査員候補者予定者の選定を行います。

\*\*\*\*\*委員長が選定システムの実行キーを押下\*\*\*\*\*

○ 委員長

選定が終わりました。議案第18号『検察審査員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

○ 事務局

委員長には西東京市検察審査員候補者予定者選定規程により選定録への署名をお願いいたします。選定したデータについては、さっそく裁判所へ送付いたします。

なお、選挙管理委員会委員には職務上の守秘義務が課せられており、裁判員裁判、検察審査会ともに、裁判や審査会の公正さやその信頼を確保するとともに、候補者予定者に対して

は、自由な意見を述べられるようにする等の配慮から、候補者の氏名等は決して外に漏らしてはなりません。念のため申し添えます。

○ 委員長

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

先週の8月31日から平成30年第3回西東京市議会定例会が開催されております。10月1日までの予定です。

お手元に平成30年第3回西東京市議会定例会会期内日程(案)をお配りしておりますので御確認ください。

選挙管理委員会に対しては、一般質問で2人の議員から質問が通告されております。1人は期日前投票所について、もう1人は投票率アップについてです。

期日前投票所については、保谷庁舎解体後及び西武池袋線沿線での開設についてで、現地を視察したことや投票環境の向上等も含め調査研究中であることを御答弁する予定です。

投票率については、多くの市民の方が1票を投じることで政治に参加し、もって多くの意見が市政に反映されることが大切で、そのために多くの方に選挙に関心を持ってもらうため、今後も様々な啓発活動をしていくことを御答弁する予定です。特に今回の市議選が18歳に選挙権が引き下げられた後の最初の市議会議員選挙であることを意識して活動したいと考えております。

9月20日からは平成29年度の決算特別委員会があります。

選挙啓発活動の報告でございます。

選挙機材の貸出しが主体ですが、生徒会選挙の季節となり、市内の多くの中学校から、投票箱や記載台等の借用依頼をいただいております。

報告は以上です。

次回の開催はいかがでしょうか。

○ 各委員

10月5日の午前10時00分からとしたい。

○ 事務局

それでは次回の委員会は、平成30年10月5日午前10時00分からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。

他になければ、本日の平成30年度第6回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時00分 終了

以上

## 平成 30 年度第6回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 30 年 9 月 3 日 (月)  
午前 9 時 00 分から  
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟  
選挙管理委員会打合せ室

議案第 14 号 平成 30 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)  
の決定について

議案第 15 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

議案第 16 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

議案第 17 号 裁判員候補者予定者の選定について

議案第 18 号 検察審査員候補者予定者の選定について

そ の 他

議案第 14 号

平成 30 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定  
について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 3 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

# 名簿登録者数調

定時登録

平成30年9月3日

投票区	(A) 平成30年6月1日現在 登録者総数			(B) 転居による増減等			(C) 抹消者数			(D) 新規登録者数			(E) 平成30年9月1日現在 登録者総数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	2,467	2,617	5,084	7	6	13	52	42	94	86	54	140	2,508	2,635	5,143
2	3,009	3,099	6,108	2	10	12	47	39	86	65	48	113	3,029	3,118	6,147
3	3,087	3,442	6,529	-6	-8	-14	56	69	125	72	70	142	3,097	3,435	6,532
4	2,791	2,771	5,562	6	0	6	66	43	109	76	73	149	2,807	2,801	5,608
5	2,786	3,200	5,986	-1	-1	-2	64	60	124	45	62	107	2,766	3,201	5,967
6	2,122	2,226	4,348	7	0	7	62	58	120	86	53	139	2,153	2,221	4,374
7	3,044	3,314	6,358	-9	-9	-18	69	65	134	90	80	170	3,056	3,320	6,376
8	2,813	3,105	5,918	-1	-1	-2	78	68	146	66	87	153	2,800	3,123	5,923
9	2,549	2,638	5,187	-5	-1	-6	41	33	74	57	38	95	2,560	2,642	5,202
10	3,131	3,110	6,241	2	-4	-2	69	47	116	75	83	158	3,139	3,142	6,281
11	3,147	3,363	6,510	-2	-1	-3	66	41	107	71	60	131	3,150	3,381	6,531
12	2,997	3,226	6,223	3	1	4	54	44	98	55	35	90	3,001	3,218	6,219
13	3,301	3,443	6,744	4	4	8	96	91	187	97	109	206	3,306	3,465	6,771
14	2,936	3,114	6,050	-7	-4	-11	72	79	151	92	88	180	2,949	3,119	6,068
15	3,035	3,081	6,116	-2	-11	-13	90	61	151	61	55	116	3,004	3,064	6,068
16	2,512	2,607	5,119	-14	4	-10	59	49	108	52	50	102	2,491	2,612	5,103
17	3,299	3,472	6,771	1	0	1	123	106	229	95	108	203	3,272	3,474	6,746
18	2,906	3,068	5,974	0	0	0	70	51	121	74	78	152	2,910	3,095	6,005
19	2,672	3,025	5,697	-3	-3	-6	63	61	124	85	97	182	2,691	3,058	5,749
20	2,634	2,763	5,397	-3	-1	-4	40	45	85	60	65	125	2,651	2,782	5,433
21	2,914	2,950	5,864	9	11	20	53	40	93	55	47	102	2,925	2,968	5,893
22	3,168	3,296	6,464	7	9	16	60	44	104	80	59	139	3,195	3,320	6,515
23	2,972	3,426	6,398	14	9	23	44	47	91	181	189	370	3,123	3,577	6,700
24	2,871	3,425	6,296	-7	0	-7	49	60	109	54	54	108	2,869	3,419	6,288
25	3,017	3,266	6,283	4	-1	3	55	50	105	54	68	122	3,020	3,283	6,303
26	2,288	2,401	4,689	-3	-2	-5	65	66	131	79	69	148	2,299	2,402	4,701
27	2,164	2,349	4,513	2	1	3	41	47	88	60	50	110	2,185	2,353	4,538
28	2,612	2,957	5,569	-5	-8	-13	71	72	143	71	80	151	2,607	2,957	5,564
29	1,778	1,881	3,659	1	-1	0	36	37	73	38	40	78	1,781	1,883	3,664
計	81,022	86,635	167,657	1	-1	0	1,811	1,615	3,426	2,132	2,049	4,181	81,344	87,068	168,412

(C) 抹消者

① 転出後4ヶ月を経過するに至った者(平成30年5月1日)

② 死亡者

(D) 新規登録者数

年齢要件

平成12年9月2日以前出生

住所要件

平成30年6月1日以前転入届出

西東京市選挙管理委員会

議案第 15 号

西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 3 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

平成 30 年 9 月 3 日付 在外選挙人名簿に登録する者（1 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			男	

議案第 16 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 3 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

平成 30 年 9 月 3 日 在外選挙人名簿から抹消される者（1 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 4 月 17 日 (東京都)

議案第 17 号

裁判員候補者予定者の選定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 3 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

議案第 18 号

検察審査員候補者予定者の選定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 3 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁